



 東京都産業労働局

～誰もが訪れやすい施設へ～

無料

島しょ地域の観光関連施設 バリアフリー化アドバイザー派遣

段差や狭い通路など、来訪者の不便を見過ごしていませんか？
障害当事者の視点を持つ専門家チームが貴施設に出向き、施設の課題やニーズを踏まえ効果的な対策等を
助言いたします。費用負担はゼロ。今こそバリアフリー化で誰もが訪れやすい施設にしましょう。



バリアフリー化について専門アドバイザーが
一緒に考え施設の課題を解決します！！



専門家からアドバイスがほしいけど、
何から始めるべきかわからない…

バリアフリー化のための改装費用が
高額になるのではないかと不安…



店舗の出入口やトイレの改修を
どうすればよいのかわからない…

バリアフリー化後の情報発信は
どうやっていけばよいだろうか…



申込期間 令和7年**5月28日**(水)～令和8年**3月19日**(木)

派遣期間 令和7年**5月28日**(水)～令和8年**3月27日**(金)

利用料 無料

募集定員 20事業者程度

派遣回数 最大3回

■対象施設(全て島しょ内)

- 飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて営業を行っている店舗
- 専ら地域の土産を販売している店舗
- 観光施設(美術館・博物館)

お申し込み・お問い合わせ／下記申請フォーム又はお電話にてお申込みください。

島しょバリアフリー化整備支援事務局

申請フォーム：<https://forms.gle/gs244LM9D25sgjXq8>

電話：03-5657-0840(平日10:00～17:00)

こちらの
二次元コードからも
アクセス可能です



令和7年度
新規

島しょ地域のバリアフリー 観光整備支援補助金

東京都及び(公財)東京観光財団は、高齢者・障害者等の観光客が円滑に利用できる環境を整備するため、島しょ地域の観光関連施設等のバリアフリー化の取組みを支援しています。

施設整備



補助率: **5分の4**以内 補助限度額: **1,500万円**
(うち備品購入は200万円まで、うち実施設計は100万円まで)

■対象施設

島しょ内で以下の営業を行っている民間の施設 ※**中小企業**

- ①食品衛生法(昭和22年法律第233号)で定める飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて、営業を行っている店舗
- ②常設の販売所を設け旅行者に対して専ら地域の土産を販売している店舗
- ③博物館法で定める「博物館が行う事業」を実施する施設として東京都教育委員会が登録した施設(登録博物館)
- ④博物館法により「博物館の事業に類する事業を実施する施設」として東京都教育委員会が指定した施設(指定施設)

■補助対象経費

バリアフリー化を推進するための、施設整備(施設整備に伴う備品購入を含む)、実施設計に要する経費)

整備をする箇所ごとに審査基準が設けられています。審査基準は「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル(建築物編)」を準用しています。

バリアフリー車両の導入



1台あたり
補助率: **10分の10**以内 補助限度額: **40万円**
(ただし車椅子ごと乗れるリフト装置導入の場合は150万円)

■対象施設

島しょ内で以下の事業を行っている事業者

- ①一般乗用旅客自動車運送事業者
- ②自家用自動車有償貸渡業者
- ③旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項の営業を行い、バリアフリー化された客室及び経路を有する施設を運営する事業者で、かつ、当該施設の利用者を対象とした送迎を行う事業者
- ④旅行者向けに島内の案内等を行うツアーガイド事業者(ガイド自身も有資格者(ガイドヘルパー、介護福祉士等)又は車椅子使用者への配慮等に関する研修受講者であること)

■補助対象経費

通常車両とバリアフリー車両の新車導入に係る経費差額、スロープ等を新たに架装する経費

募集期間

令和7年**5月28**日(水)~令和8年**3月31**日(火)

※予算額に達した時点で受付を終了します。

申請方法

申請書類をご記入のうえ、郵送又はJ Grantsでご申請ください。

URL <https://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra/shima-barrier-free/>

または、右の二次元コードをご利用ください

※申請書類や手続詳細については、東京観光財団HPをご覧ください。



お問い合わせ

事業全般に
ついて

東京都産業労働局
観光部 受入環境課
電話:03-5320-4802

補助金申請方法等
について

(公財)東京観光財団 観光産業振興部観光インフラ整備課
電話:03-5579-8463 E-mail:safestay@tcvb.or.jp